ローカル５Ｇの無線局の送信装置であって、四・六ＧＨｚを超え四・九ＧＨｚ以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあっては、四・八ＧＨｚを超え四・九ＧＨｚ以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の技術的条件

1　設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1)　略

(2)　陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）の送信装置

ア　一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも三〇・二デシベル（空中線電力が二三ｄＢｍ以下である場合は二九・二デシベル）以上低い値又は（一）五〇ｄＢｍ以下の値であること。

チャネル間隔（ＭＨｚ）	五	一〇
離調周波数（ＭＨｚ）（注）	五	一〇
周波数幅（ＭＨｚ）	四・五一五	九・三七五
	［略］	［略］

［注　略］

［イ・ウ　略］

(3)・(4)　略

2　設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。

(1)　略

(2)　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

ア　一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

希望波を定格出力で送信した状態で、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた場合において、同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりに発生する相互変調波の平均電力が、同表の四の欄に掲げる相互変調波の電力の許容値以下であること。

一　チャネル間隔（ＭＨｚ）	五	
二　離調周波数（ＭＨｚ）（注１）	五	一〇
三　周波数幅（ＭＨｚ）	四・五一五	四・五一五
四　相互変調波の電力の許容値（ｄＢｃ）（注２）	（一）二九	（一）三五

1　［同上］

(1)　同上

(2)　［同上］

ア　［同上］

［同上］

チャネル間隔（ＭＨｚ）	五	一〇
離調周波数（ＭＨｚ）（注）	五	一〇
周波数幅（ＭＨｚ）	四・五一五	九・三七五
	［同上］	［同上］

［注　同上］

［イ・ウ　同上］

(3)・(4)　同上

2　［同上］

(1)　同上

(2)　［同上］

ア　［同上］

［同上］

一　チャネル間隔（ＭＨｚ）		
二　離調周波数（ＭＨｚ）（注１）		
三　周波数幅（ＭＨｚ）		
四　相互変調波の電力の許容値（ｄＢｃ）（注２）		